

「たばこ税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
(用語の意義) 第 1 条 この通達において用いる次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) (省略) (11) 製造たばこ <u>法第 2 条第 1 項第 1 号《定義及び製造たばこの区分》</u>及び租特法第 2 条第 4 項第 3 号《用語の意義》に規定する製造たばこをいう。 (12) 製造たばこ製造者 <u>法第 6 条第 4 項《移出又は引取り等とみなす場合》</u>及び租特法第 2 条第 4 項第 4 号に規定する製造たばこ製造者をいう。 (13) (省略) (14) 課税標準たる数量 <u>法第 10 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項《課税標準》若しくは租特法第 88 条第 1 項《加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例》</u>に規定する製造たばこの本数をいう。 (15) (省略) (製造たばこの製造の意義等) 第 6 条 製造たばこ (<u>法第 8 条第 2 項《製造たばことみなす場合》</u>の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具を除く。第 3 項において同じ。)の製造とは、葉たばこを原料の全部又は一部として喫煙用、かみ用又はかぎ用 (以下「喫煙用等」という。)に供し得る状態にする行為をいい、一般には、葉たばこを原料の全部又は一部としてこれ	(用語の意義) 第 1 条 この通達において用いる次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) (同左) (11) 製造たばこ <u>法第 2 条第 1 項第 1 号《定義及び製造たばこの区分》</u>に規定する製造たばこをいう。 (12) 製造たばこ製造者 <u>法第 6 条第 4 項《移出又は引取り等とみなす場合》</u>に規定する製造たばこ製造者をいう。 (13) (同左) (14) 課税標準たる数量 <u>法第 10 条第 1 項又は第 2 項若しくは第 3 項《課税標準》</u>に規定する製造たばこの本数をいう。 (15) (同左) (製造たばこの製造の意義等) 第 6 条 製造たばこ (<u>法第 8 条第 2 項</u>の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具を除く。第 3 項において同じ。)の製造とは、葉たばこを原料の全部又は一部として喫煙用、かみ用又はかぎ用 (以下「喫煙用等」という。)に供し得る状態にする行為をいい、一般には、葉たばこを原料の全部又は一部としてこれに乾燥、混合、裁刻又は巻き上

改正後	改正前
に乾燥、混合、裁刻又は巻き上げ等の行為の全部又は一部を行い、喫煙用等に供し得る状態のものを造り出す行為をいうものとする。	げ等の行為の全部又は一部を行い、喫煙用等に供し得る状態のものを造り出す行為をいうものとする。
２・３ （省略）	２・３ （同左）
（<u>法第10条第３項の規定による加熱式たばこの本数への換算方法等</u>）	（加熱式たばこの本数への換算方法等）
第20条の２ <u>法第10条第３項《課税標準》の規定により、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は、次によるものとする。</u>	第20条の２ 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は、次によるものとする。
(1) 重量換算	(1) 重量換算
イ 加熱式たばこの重量（包装及び<u>規則第３条《加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲》</u>に規定するものに係る部分の重量を除く。）は、原則として、品目ごとの個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えない。 なお、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満二位以下を切り捨て、グラム位未満一位にとどめる。	イ 加熱式たばこの重量（包装及び<u>規則第３条</u>に規定するものに係る部分の重量を除く。）は、原則として、品目ごとの個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えない。 なお、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満二位以下を切り捨て、グラム位未満一位にとどめる。
ロ・ハ （省略）	ロ・ハ （同左）
(2)・(3) （省略）	(2)・(3) （同左）
２ （省略）	２ （同左）
（小売定価の定めのある加熱式たばこの範囲）	（小売定価の定めのある加熱式たばこの範囲）
第20条の３ <u>法第10条第３項第２号イ《課税標準》の規定は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価（同号イに規定する小売定価をいう。以下同じ。）が定められている加熱式たばこについて適用されるのであるから、例えば次の各号に該当する場合</u>	第20条の３ <u>法第10条第３項第２号イの規定は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価（同号イに規定する小売定価をいう。以下同じ。）が定められている加熱式たばこについて適用されるのであるから、例えば次の各号に該当する場合には同項</u>

改正後	改正前
合には同項第2号ロの規定が適用されることに留意する。 (1)・(2) (省略) (加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用の 計算方法) 第20条の4 法第10条第3項第2号ロ(1)《課税標準》に規定する「当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用」を計算する場合には、当該加熱式たばこの製造者が採用している原価計算の方法が適正と認められるものであるときはその方法により計算し、当該加熱式たばこの製造者において確立した原価計算の方法がないときは、適正な見積りによる原価計算の方法により計算して差し支えない。 なお、加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用には、当該加熱式たばこの製造及び販売につき要する資金の支払利息及び手形割引料を含むものとする。 <u>(租特法第88条の規定による加熱式たばこの本数への換算方法等)</u> 第21条 租特法第88条《加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例》の規定により、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は、次によるものとする。 (1) <u>スティック型の加熱式たばこ</u> イ <u>スティック型の加熱式たばこの重量計算</u> (イ) <u>租特法第88条第1項第1号の加熱式たばこ（以下「スティック型の加熱式たばこ」という。）の重量（包装及び租特規則第37条の4の15《加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲》</u>	第2号ロの規定が適用されることに留意する。 (1)・(2) (同左) (加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用の 計算方法) 第20条の4 法第10条第3項第2号ロ(1)に規定する「当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用」を計算する場合には、当該加熱式たばこの製造者が採用している原価計算の方法が適正と認められるものであるときはその方法により計算し、当該加熱式たばこの製造者において確立した原価計算の方法がないときは、適正な見積りによる原価計算の方法により計算して差し支えない。 なお、加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用には、当該加熱式たばこの製造及び販売につき要する資金の支払利息及び手形割引料を含むものとする。 第21条 削除

改 正 後	改 正 前
<u>に規定するものに係る部分の重量を除く。）は、原則として1本ごとに計量する。ただし、個装等に重量が表示されており（1本当たりの重量に個装等の収容本数を乗じた個装等の重量を記載することとして差し支えない。）</u>、かつ、製造たばこ製造者又は特定販売業者において、標準的な重量としているものがある場合で、<u>当該重量が適正であると認められるときは、当該重量を当該加熱式たばこの計量した重量として取り扱って差し支えない。</u> <u>この場合において、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満3位以下を切り捨て、グラム位未満2位にとどめる。</u> <u>(ロ) (イ)により計量した1本当たりの重量が0.35グラム未満のスティック型の加熱式たばこを「軽量なスティック型の加熱式たばこ」とする。</u> <u>ロ 軽量なスティック型の加熱式たばこの本数換算</u> <u>(イ) 製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた軽量なスティック型の加熱式たばこの品目ごとの本数を計算する。</u> <u>この場合、数本の軽量なスティック型の加熱式たばこが個装等に収容されている場合には、品目ごとの個装等の収容本数に、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの本数を計算するものとする。</u> <u>(ロ) (イ)により計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本に換算して計算する。</u> <u>ハ スティック型の加熱式たばこ（軽量なスティック型の加熱式たばこを除く。）の本数換算</u> <u>(イ) イ(イ)により計量した品目ごとの1本当たりの重量に個装等の</u>	

改正後	改正前
<u>収容本数を乗じて、個装等の重量を品目ごとに計算する。</u> <u>(注) 個装等の重量に、0.1グラム未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てることに留意する。</u> <u>(ロ) (イ)により計算した個装等の重量に、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算する。</u> <u>(ハ) (ロ)により計算した品目ごとの総重量を合計し、これを租特法第88条第1項第1号本文に規定する換算割合で換算して計算する。</u> <u>この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。</u> <u>(2) スティック型以外の加熱式たばこ</u> <u>イ スティック型以外の加熱式たばこの重量計算</u> <u>(イ) 租特法第88条第1項第2号の加熱式たばこ（以下「スティック型以外の加熱式たばこ」という。）の重量（包装及び租特規則第37条の4の15に規定するものに係る部分の重量を除く。）は、原則として品目ごとの個装等ごとに計量する。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えない。</u> <u>(ロ) (イ)により計量した品目ごとの個装等ごとの重量が4グラム未満のスティック型以外の加熱式たばこ（法第8条第2項《製造たばことみなす場合》の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具（租特法第88条第2項及び租特令第46条の8の10《法第88条第2項に規定する政令で定めるもの》に定めるもの</u>	

改正後	改正前
<u>に限る。)を除く。)を「軽量なスティック型以外の加熱式たばこ」とする。</u> ロ <u>軽量なスティック型以外の加熱式たばこの本数換算</u> <u>製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた軽量なスティック型以外の加熱式たばこの個装等の数量に、20を乗じて計算する。</u> ハ <u>スティック型以外の加熱式たばこ（軽量なスティック型以外の加熱式たばこを除く。）の本数換算</u> <u>(イ) イ(イ)により計量した品目ごとの個装等ごとの重量に、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算する。</u> <u>(注) 個装等ごとの重量に、0.1グラム未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てた後に品目ごとの総重量を計算することに留意する。</u> <u>(ロ) (イ)により計算した品目ごとの総重量を合計し、これを租特法第88条第1項第2号本文に規定する換算割合で換算して計算する。</u> <u>この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。</u> <u>(3) 租特法第88条第1項第1号及び第2号により計算した加熱式たばこの本数を合計する。</u> <u>(4) 前3号の計算は、原則として、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた都度行うものとするが、製造場から移出されたものについては、1月分をまとめて行っても差し支えない。</u> 2 <u>令和8年4月1日から同年9月30日までの期間において製造たばこの</u>	

改正後	改正前
<u>製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこの課税標準は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第13号）附則第58条第 2 項《加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する経過措置》の規定により、法第10条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこの本数及び租特法第88条の規定により換算した紙巻たばこの本数のそれぞれに、0.5を乗じて計算した本数の合計本数となることに留意する。</u> <u>この場合、当該0.5を乗じて計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。</u> <u>（「併せて喫煙の用に供される」の意義）</u> 第 21 条の 2 <u>租特法第 88 条第 2 項《加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例》及び租特令第 46 条の 8 の 10 各号《法第八十八条第二項に規定する政令で定めるもの》に規定する「併せて喫煙の用に供される」ものとは、法第 8 条第 2 項《製造たばことみなす場合》の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具（以下本条及び次条において「喫煙用具」という。）と併せて、スティック型以外の加熱式たばこ（「喫煙用具」を除く。以下本条及び次条において同じ。）又はスティック型の加熱式たばこを喫煙の用に供することが予定されているものであることが、当該スティック型以外の加熱式たばこ又はスティック型の加熱式たばこの性状、喫煙方法等から明らかなものをいう。</u> <u>例えば、喫煙用具に装着することで加熱されることにより喫煙の用に供することが可能となる製品がこれに該当する。</u> <u>なお、スティック型の加熱式たばこと併せて喫煙の用に供される喫煙用具については、個装等に同梱されているかどうかにかかわらず、租特法第 88 条</u>	<u>（新設）</u>

改正後	改正前
<u>第2項の規定が適用されることに留意する。</u> <u>（「当該加熱式たばこのみの品目のもの」の意義）</u> 第21条の3 租特令第46条の8の10第2号《法第八十八条第二項に規定する政令で定めるもの》に規定する「当該加熱式たばこのみの品目のもの」とは、喫煙用具のみが個装等に収容されている製品をいうのであるから、スティック型以外の加熱式たばこ及び喫煙用具が個装等に同梱されている製品は、租特法第88条第2項《加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例》の規定は適用されないことに留意する。 <u>なお、スティック型以外の加熱式たばこ及び喫煙用具が個装等に同梱されている場合は、当該スティック型以外の加熱式たばこ及び当該喫煙用具の重量（包装及び租特規則第37条の4の15《加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲》に規定するものに係る部分の重量を除く。）を合計した総重量に対して、租特法第88条第1項（第2号に限る。）の規定が適用される。</u> <u>（葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱することの意義）</u> 第21条の4 租特規則第37条の4の14《葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱する方法》に規定する喫煙用具の熱源を用いて葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱することとは、喫煙用具の熱源を用いた加熱効果が葉たばこを原料の全部又は一部としたものに直接作用することをいう。なお、喫煙用具と葉たばこを原料の全部又は一部としたものとの間に巻紙等による物理的な介在がある場合であっても、喫煙用具の熱源を用いた加熱効果が葉たばこを原料の全部又は一部としたものに直接作用するものはこれに該当することに留意する。	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

改正後	改正前
<u>(喫煙の効用に直接的な影響を与えるものと認められるものの範囲)</u> 第21条の5 租特規則第37条の4の15第3号《加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲》に規定する「前二号に掲げるもののほか、<u>香味を付けること等により喫煙の効用に直接的な影響を与えるものと認められるもの</u>」には、例えば、加熱式たばこに香味を付ける香味料等の添加物自体は該当するが、当該添加物が充填されている容器は該当しないことに留意する。	<u>(新設)</u>